

公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年度和気鶴飼谷温泉における独自の魅力を高めるライトアップ及び
効果的なプロモーション業務

令和 8 年 7 月 3 0 日

和気町長

(岡山県和気郡和気町益原 666-1 和気鶴飼谷温泉)

第 1 条 趣旨

和気町（以下「町」という。）は、町が管理・運営する和気鶴飼谷温泉において、温泉旅館としての独自の魅力を高め、持続的な経営基盤を構築するため、経営改善計画の策定支援、日本庭園を中心としたライトアップの企画・設計・設置、及びこれに連動した効果的なプロモーション・ブランド化を一体的に推進する業務の委託先を、企画提案（プロポーザル）方式により選定します。

本業務は、その性質及び目的が競争入札に適しないものであることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約の手続きにより委託先を決定します。

第 2 条 業務の概要

項 目	内 容
業 務 名	令和 8 年度和気鶴飼谷温泉における独自の魅力を高めるライトアップ及び効果的なプロモーションの業務
業務場所	岡山県和気郡和気町益原 666-1 和気鶴飼谷温泉
委託期間	業務委託契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日（水）
契約方法	随意契約（企画競争方式）

第 3 条 業務内容

受託者は、以下の業務を一体的に実施するものとします。詳細は別添「業務委託仕様書」を参照してください。

(1) 経営改善計画づくりの支援

- ・ 4C 分析（Company・Customer・Competitor・Collaboration）及び SWOT 分析による現

状把握

- ・ 過去のプロモーション・広告宣伝費用対効果の把握
- ・ VMV（ビジョン・ミッション・バリュー）の構築
- ・ 存在価値（選ばれる物・コト・人・場所及びその要因等）の捻出
- ・ VMV と存在価値のギャップ分析に基づく重点課題の抽出と解決策の立案
- ・ 戦略案・具体的アクション案・スケジュール案の整理
- ・ 定性的・定量的な 3～5 ケ年経営改善計画の策定支援

(2) ライトアップのコンセプト・設計・設置

- ・ 旅館の庭園を中心とした、土地・文化・歴史・関わる人々の想いと光を繋げたライトアップコンセプトの策定
- ・ 照明器具の選択肢提案を含む設計（動的な光表現のプログラム設計を含む）
- ・ コンセプトに基づくストーリーを光で表現する設置の実施

【ライトアップ対象箇所】

No.	対象箇所
1	日本庭園
2	男女露天風呂
3	温泉通路の坪庭

※ 設置する照明器具は恒久的なものとし、撤去を前提とした仮設器具は認めません。

※ 設置にあたっては、施設の構造・安全性に十分配慮し、事前に町と協議するものとします。

※ 男女露天風呂の作業については、営業終了後の 2 3 時から翌朝 4 時半までとします。

(3) プロモーション及びブランド化の実施

- ・ アナログ・デジタル（SNS・Web 等）を全方位的に活用した効果的なプロモーションの実施
- ・ プロモーション効果測定の実施及び次年度施策提言
- ・ 旅館のブランドイメージ向上に向けたブランド化の推進

第 4 条 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書の提出時点において、以下の要件をすべて満たすものとします。

1. 和気町の競争入札参加資格を有していること。ただし、本町の競争入札参加資格を有していない場合は、参加表明時に次に掲げる書類を提出すること。

① 履歴事項全部証明書

- ② 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
 - ③ 国税（法人税及び消費税）に係る完納証明書
 - ④ 本店所在地の都道府県税に係る完納証明書（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）
 - ⑤ 本店所在地の市町村税に係る完納証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）
2. 法人または個人事業主として、本業務を適正に遂行できる組織・体制を有すること
 3. 経営コンサルティング、観光・宿泊施設のブランディング、ライトアップ・照明演出、プロモーション・マーケティング等に関する実績を有すること
 4. 業務全体を統括する責任者（統括責任者）を置けること
 5. 国税及び地方税を滞納していないこと
 6. 会社更生法・民事再生法等による再生手続き中でないこと
 7. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと（一般競争入札参加資格の欠格要件に準ずる）
 8. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はその関係者でないこと

第 5 条 複数事業者による共同参加

(1) 共同参加の要件

複数の事業者が共同して本プロポーザルに参加する場合（以下「共同参加」という。）は、以下の要件をすべて満たすものとします。

1. 共同参加を構成するすべての事業者（以下「構成員」という。）が、第 4 条各号に定める参加資格要件を満たすこと
2. 構成員の中から、町との連絡・調整及び契約締結等の窓口となる代表事業者を 1 者定めること
3. 代表事業者は、構成員を代表して参加表明書及び提案書等の提出、並びに契約の締結を行うこと
4. 代表事業者及びすべての構成員は、連帯して業務の履行責任を負うこと
5. 参加表明書の提出後における構成員の変更（追加・脱退・交代）は、原則として認めないこと

(2) 共同参加時の提出書類

共同参加の場合、第 9 条に定める提出書類のうち、事業者に関する書類（様式第 1 号を除く下記書類）については、代表事業者及びすべての構成員がそれぞれ提出するものとします。

【構成員全員が提出する書類】

書 類 名	備 考
-------	-----

会社概要・パンフレット等	
類似業務の実績一覧（様式第 2 号）	
業務実施体制図	各社の役割分担を明記
納税証明書（国税・地方税）	競争入札参加資格を有していない場合
誓約書（様式第 3 号）	
履歴事項全部証明書	競争入札参加資格を有していない場合
財務諸表（貸借対照表・損益計算書）	競争入札参加資格を有していない場合
国税・都道府県税・市町村税に係る完納証明書	競争入札参加資格を有していない場合

【代表事業者のみが提出する書類】

書 類 名	備 考
参加表明書（様式第 1 号）	代表事業者が全構成員の連名で提出
提案書（様式第 4 号）	
見積書	
業務実施スケジュール（案）	
全書類の PDF データを収録した記憶媒体	

(3) 共同参加協定書

共同参加の場合は、参加表明時に構成員全員が署名・押印した共同参加協定書（任意様式）を併せて提出すること。協定書には以下の事項を記載するものとします。

- ・ 代表事業者の名称及び所在地
- ・ 構成員全員の名称、所在地及び役割分担
- ・ 連帯して業務履行責任を負う旨
- ・ 構成員の変更を行わない旨

第 6 条 スケジュール

日 程	内 容
令和 8 年 7 月 30 日（木）	公募開始（本要項・仕様書の公表）
令和 8 年 8 月 2 日（日）午後 5 時まで	現地確認希望者の事前申込締め切り
令和 8 年 8 月 3 日（月）	現地確認日（詳細は第 7 条参照）

令和 8 年 8 月 5 日（水）正午まで	質問受付締め切り
令和 8 年 8 月 7 日（金）	質問への回答（本町 HP において回答）
令和 8 年 8 月 14 日（金）正午まで	参加表明書等提出締め切り
令和 8 年 8 月 28 日（金）正午まで	提案書等提出締め切り
令和 8 年 9 月 4 日（金）	プレゼンテーション審査（日時・場所は別途通知）
令和 8 年 9 月 9 日（水）	審査結果通知
令和 8 年 9 月 11 日（金）	契約締結及び業務開始予定日
令和 9 年 3 月 31 日（水）	業務完了

※ 上記スケジュールは変更となる場合があります。変更の際は参加表明者全員に通知します。

第 7 条 現地確認

(1) 現地確認日

現地確認を希望する者は、以下のとおり実施します。

項 目	内 容
現地確認日	令和 8 年 8 月 3 日（月）
確認場所	和気鶴飼谷温泉（岡山県和気郡和気町益原 666-1）
事前申込	令和 8 年 8 月 2 日（日）午後 5 時までに担当者へメールにて連絡のうえ、確認時間を協議して決定すること

(2) 別日での現地確認

- ・ 令和 8 年 8 月 3 日（月）以外の日程での現地確認を希望する場合は、担当者と協議のうえ対応可能な場合に限り認めます。
- ・ ただし、女露天風呂の確認については、令和 8 年 8 月 3 日（月）のみ対応とし、別日での対応は行いません。

(3) 留意事項

- ・ 現地確認に要する費用は参加者の負担とします。
- ・ 現地確認は任意です。参加しない場合でも提案書の提出を妨げません。
- ・ 現地確認時に得た情報は、提案書作成の目的以外に使用してはなりません。

第 8 条 予算上限額及び宿泊の提供

(1) 予算上限額

各業務の予算上限額（消費税及び地方消費税を含む）は以下のとおりです。上限額を超える提案は失格とします。

業 務 区 分	予算上限額（税込）
(1) 経営改善計画づくりの支援	1,650,000 円
(2) ライトアップのコンセプト・設計・設置	9,130,000 円
(3) プロモーション及びブランド化の実施	2,200,000 円
合 計	12,980,000 円

(2) 宿泊の提供

業務の実施に係る宿泊については、和気鶴飼谷温泉本館を提供します。宿泊の上限は以下のとおりとし、上限を超える宿泊費用は受託者の負担とします。

業 務 区 分	宿泊人数上限	宿泊日数上限
(1) 経営改善計画づくりの支援	2 名	7 日間
(2) ライトアップのコンセプト・設計・設置	7 名	8 日間
(3) プロモーション及びブランド化の実施	2 名	6 日間

※ 宿泊の利用にあたっては、事前に町と協議の上、日程を調整するものとします。

- ・ 予約状況等により、ご希望の日程で宿泊できない場合があります。
- ・ 複数名で宿泊する場合は、可能な限り同室での宿泊にご協力をお願いします。

※ 宿泊の提供は業務遂行に必要な場合に限ります。

※ 全体の宿泊上限を超えない場合は、業務区分ごとの宿泊人数及び宿泊日数の上限を超えて宿泊できるものとします。

第 9 条 提出書類

(1) 参加表明時（令和 8 年 8 月 14 日（金）正午まで）

No.	書 類 名	部数	備 考
1	参加表明書（様式第 1 号）	1 部	共同参加の場合は全構成員の連名で提出
2	会社概要・パンフレット等	1 部	共同参加の場合は構成員全員分を提出
3	類似業務の実績一覧(様式第 2 号)	1 部	過去 5 年以内のもの。共同参加の場合は構成員全員分を提出

4	業務実施体制図	1 部	統括責任者・担当者を明記。共同参加の場合は各社の役割分担を明記
5	納税証明書（国税・地方税）	各 1 部	発行後 3 ヶ月以内。和気町の競争入札参加資格を有している場合は不要。共同参加の場合は構成員全員分を提出
6	誓約書（様式第 3 号）	1 部	共同参加の場合は構成員全員がそれぞれ提出
7	共同参加協定書	1 部	共同参加の場合のみ。構成員全員が署名・押印
8	【競争入札参加資格を有していない場合のみ】履歴事項全部証明書	1 部	発行後 3 ヶ月以内。共同参加の場合は該当する構成員全員分を提出
9	【競争入札参加資格を有していない場合のみ】財務諸表（貸借対照表・損益計算書）	1 部	直近 1 期分。共同参加の場合は該当する構成員全員分を提出
10	【競争入札参加資格を有していない場合のみ】国税（法人税及び消費税）に係る完納証明書	1 部	発行後 3 ヶ月以内。共同参加の場合は該当する構成員全員分を提出
11	【競争入札参加資格を有していない場合のみ】本店所在地の都道府県税に係る完納証明書	1 部	法人都道府県民税・事業税・不動産取得税。発行後 3 ヶ月以内。共同参加の場合は該当する構成員全員分を提出
12	【競争入札参加資格を有していない場合のみ】本店所在地の市町村税に係る完納証明書	1 部	法人市町村民税・固定資産税・都市計画税。発行後 3 ヶ月以内。共同参加の場合は該当する構成員全員分を提出

(2) 提案書提出時（令和 8 年 8 月 28 日（金）正午まで）

No.	書 類 名	部 数	備 考
1	提案書（様式第 4 号）	正 1 部 副 6 部	A4 版、ページ数制限なし。共同参加の場合は代表事業者が提出
2	見積書	1 部	業務区分ごとに税込金額・内訳を明記。共同参加の場合は代表事業者が提出
3	業務実施スケジュール（案）	正 1 部 副 6 部	共同参加の場合は代表事業者が提出
4	上記全書類の PDF データを収録した記憶媒体（USB メモリ等）	1 式	

提案書には以下の内容を必ず含めること：

- ・ 業務の基本方針・アプローチ
- ・ 4C 分析・SWOT 分析・VMV 構築の具体的な手法
- ・ ライトアップのコンセプトイメージ・設計方針（日本庭園・男女露天風呂・温泉通路の坪庭ごとの提案を含む）
- ・ 恒久設置を前提とした照明器具の選定方針・耐久性・維持管理の考え方
- ・ プロモーション戦略（アナログ・デジタル双方の具体策）
- ・ 効果測定の方法・指標（定量・定性）
- ・ 業務実施体制及び担当者の経歴・実績（共同参加の場合は各構成員の役割分担を含む）
- ・ 類似業務の実績・事例（写真等を含む）
- ・ 業務実施スケジュール（令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月）
- ・ 各業務区分の見積金額（予算上限額以内であること）

第 10 条 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

- ・ 持参の場合：午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ 郵送の場合：締め切り日必着
- ・ 電子メールのみによる提出は受け付けません（記憶媒体の持参または郵送が必要です）

(2) 提出先・問い合わせ先

〒709-0452

岡山県和気郡和気町益原 666-1

和気町 和気鶴飼谷温泉 担当：有吉

TEL：0 8 6 9－9 2－9 0 0 1

E-mail：ugaidanionsen@town.wake.lg.jp

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

第 11 条 質問の方法

本要項及び仕様書に関する質問は、令和 8 年 8 月 5 日（水）正午までに、電子メールのみにて上記提出先へ提出するとともに、電話にて連絡をしてください。

- ・ 持参・郵送・電話による質問は受け付けません。
- ・ 審査（評価）に関する質問は一切受け付けません。
- ・ 質問内容は本文に直接記載し、メールの件名を「令和 8 年度和気鶴飼谷温泉ライトアップ等業務委託プロポーザル質問（社名）」としてください。
- ・ 回答は、令和 8 年 8 月 7 日（金）中に、本町ホームページにおいて回答します。（個別回答は行いません）。

第 12 条 プレゼンテーション審査

- ・ 日時：令和 8 年 9 月 4 日（金）（詳細な時刻・順番は別途通知）
- ・ 場所：和気町役場 3 階 第 1 会議室（詳細は別途通知）
- ・ 発表時間：1 者あたり 30 分程度（発表 20 分・質疑 10 分を目安）
- ・ 出席者：統括責任者を含む提案チームのメンバー（上限 3 名程度）。共同参加の場合も合計 3 名程度とします。
- ・ プレゼンテーション資料は提案書に基づくものとし、当日の追加資料提出は原則認めません。
- ・ プレゼンテーションに要する費用は参加者の負担とします。

第 13 条 審査委員会

(1) 設置

提案の審査を公正かつ適切に行うため、審査委員会を設置します。

(2) 審査委員

- ・ 和気町 副町長
- ・ 和気町 総務部長
- ・ 和気町 産業建設部長
- ・ 和気町 財政課長
- ・ 和気町 和気鶴飼谷温泉 支配人
- ・ 和気町 和気鶴飼谷温泉 課長補佐

(3) 審査の方法

- ・ 審査委員会は、提案書の内容及びプレゼンテーション審査の結果を踏まえ、次条の評価項目に基づき採点を行います。
- ・ 審査委員会の審議内容は非公開とします。
- ・ 審査委員は、参加者と利害関係を有する場合は、審査に加わることはできません。

第 14 条 選定基準及び評価項目

審査委員会は、提案書及びプレゼンテーションの内容を以下の評価項目に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定します。

評 価 項 目	評 価 の ポ イ ン ト	配点 (目安)
業務理解度・提案の的確性	当施設の現状・課題への理解、提案の具体性・実現可能性	20 点

経営改善計画支援の手法	4C・SWOT・VMV等の分析手法の妥当性と実効性	20点
ライトアップの独自性・創造性	コンセプトの独自性、対象箇所ごとの設計・恒久設置の実現可能性	20点
プロモーション戦略の実効性	アナログ・デジタル双方の具体策、効果測定の方法	20点
実績・実施体制	類似業務の実績、統括責任者を含む体制の充実度	10点
費用対効果	見積金額の妥当性・内訳の明確性	10点
合計		100点

※ 同点の場合は、審査委員会の協議により決定します。

※ 各業務区分の予算上限額を超える見積書を提出した場合は失格とします。

第15条 選定結果の通知

- ・ 審査結果は令和8年9月9日（水）に、参加者全員に書面にて通知します。
- ・ 選定理由の概要については、申し出があれば説明します。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

第16条 契約の締結

- ・ 審査の結果、優先交渉権者として選定された者と協議のうえ、令和8年9月11日（金）を目途に業務委託契約を締結します。
- ・ 契約は、地方自治法第234条第5項の規定に基づき、町長及び受託者が契約書に記名押印することにより確定します。
- ・ 共同参加の場合、契約は代表事業者が締結し、構成員全員が連帯して履行責任を負うものとします。
- ・ 提案内容は契約の基礎となりますが、協議の結果、業務内容・金額等を調整する場合があります。
- ・ 協議が整わない場合は、次点者と協議を行う場合があります。

第17条 成果物

受託者は、以下の成果物を委託者の指定する期日までに提出するものとします。

1. 経営改善計画書（3～5ヶ年計画）の策定に必要な資料一式
（分析・課題整理・改善施策の検討資料等を含む）
2. ライトアップ設計書・設置完了報告書（対象箇所ごと）
3. プロモーション効果測定報告書（定期提出）

4. 次年度施策提言書（報告書）

第18条 その他留意事項

1. 費用負担：本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
2. 提案内容の帰属：選定されなかった提案書の内容は、町において使用しません。
3. 秘密保持：参加者は、本プロポーザルに関して知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
4. 失格事由：提出書類に虚偽の記載があった場合、または本要項に違反した場合は失格とします。
5. 辞退：参加を辞退する場合は、速やかに書面にて担当窓口へ通知してください。なお、共同参加の場合は代表事業者が通知するものとします。
6. 善管注意義務：受託者は、業務の実施にあたり委託者と十分に協議・連絡をとり、善良な管理者の注意義務を果たさなければなりません。
7. 個人情報の取扱い：受託者は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、目的外に使用してはなりません。
8. 著作権等：本業務により作成された成果物の著作権その他の権利は、別途協議のうえ契約書に定めるものとします。
9. 照明器具の契約不適合責任：受託者は、恒久設置した照明器具について、完了検査の日から2年間、契約の内容に適合しない場合の責任（契約不適合責任）を負うものとします。
なお、町は不適合を知った時から1年以内に受託者へ通知するものとします。